

研究ノート

“ときに教え、しばしば示唆し、つねに見まもる”

—専門職としての教師の宣誓—

仁 平 義 明

“Teach Sometimes, Suggest Often, Watch over Always”:
Oaths of Professional Teachers

NIHEI, Yoshiaki

【要約】

日本で学校の教師が職に就くにあたって宣誓を行うとき、宣誓書にはどのような要素が含まれ、宣誓することがどのような意味を持つのか、他の国の教師の宣誓や確約、日本の他の職種の宣誓と比較することで分析を行った。

まず、専門職の宣誓のプロトタイプとされる“ヒポクラテスの誓い”の構成要素と現代の医師の宣誓の構成要素のちがいを比較した。その結果、ヒポクラテスの誓いは現在では医の倫理の象徴的な存在としてみなされる傾向があるが、現実には「職能集団への加盟誓約」としての意味合いが強いものであると考えられた。

次に、教師の宣誓が社会的な背景を色濃く反映することを例証するために、1950年前後、マッカーシズム下のアメリカ各州で行われていた教師の宣誓の構成要素を分析した。分析結果から、宣誓はその時期の社会的影響を受けてはいたが、各州の教師の宣誓には多様性もあることが確認された。

最後に、現在の日本において学校の教師が就職時に署名する「宣誓書」と、他の公的な職への「宣誓書」の比較から、教師に求められる宣誓の意味について考察を行った。その結果、警察官や消防署員など危険職のサービスの宣誓には、他の職種に比べて、「職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず」などの表現で、政治的な中立性を表明する傾向がみられた。また、自衛隊員のサービスの宣誓では「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め」など、「職務の本分」の部分が他の公職に比べて明確に述べられているという特徴があった。さらに自治体の教師の宣誓は短いもので、「教師としての職務の本分」については、ほとんど明細化されていない傾向がみられた。このように、日本において学校の教師のサービスの宣誓は、形式的で表層的なものにとどまっているのが現状だった。したがって、今後、教師の宣誓が「宣誓」としての意味 (Salmasy, 1999) を持つようになるためには、教育行為の関係者全員、とくに教育対象者に向けたメッセージという性格を明確化し、教育者としてのアイデンティティを再確認させるものとして機能する内容になる必要があると考えられた。

キーワード：教師、専門職、宣誓、職能への謙虚な態度

はじめに

「宣誓」というと日本で一般になじみがあるのは、甲子園の高校野球での宣誓だろう。あるいは、アメリカ合衆国大統領の就任式の宣誓は、映像でよく目にするものかもしれない。高校生は、「宣誓！」と始め、「誓います。」で結ぶ。合衆国大統領の宣誓は、「I do solemnly swear (or affirm)…」に始まり、ほとんどの場合「So help me God」(神のご加護を)で結ばれ、誓約は「do」によって強調される。

甲子園での宣誓の対象者は、日本での公職の宣誓書の場合と同様に、あえて不明確にされている。これに対して、大統領就任式の宣誓(Oath)は、多くの場合、絶対者にかけて誓われる(swear)ことにちがいがあある。「oath」(宣誓)の辞書的な意味は、「a solemn promise, often invoking a divine witness, regarding one's future action or behaviour」(OED 2nd Ed.)で、神の前での誓いである。もともと、漢字「誓」の「折」も、神に誓うときの所作を、「言」は神への誓いの言葉を示していた(白川、2003)。

アメリカ合衆国大統領の宣誓は、最初の合衆国憲法制定(1787)の際に条文(第2章・第1条第8項)によって宣誓の文言も指定されていた(American Center Japan, 2018)。なお、「So help me God」は憲法の条文には含まれていない：

私は、合衆国大統領の職務を忠実に執行し、全力を尽して合衆国憲法を維持し、保護し、擁護することを厳粛に誓います(確約します)。

I do solemnly swear (or affirm) that I will faithfully execute the Office of President of the United States, and will to the best of my Ability, preserve, protect and defend the Constitution of the United States.

この表現は、二百数十年経った現行憲法下でも変わっていない(American Center Japan, 2018)。

日本でも、公共の職に就くにあたっては、きまった表現の「宣誓書」への署名が求められる。国家公務員は「職員のサービスの宣誓に関する政令」(昭和四十一年二月十日政令第十四号)によって、「宣誓書」への署名が義務づけられている。警察職員、消防職員、独立行政法人や自治体の職員、教育職員も別な法令、規則によって同様な義務を負っている。

宣誓は、専門職としての役割意識を規定し、そのアイデンティティを支える機能を持つ。その中でも、医療の世界の“ヒポクラテスの誓い”は、職業上の宣誓すべてのシンボルになっている。

これから述べていくさまざまな専門職の宣誓を総合的にみていくと、宣誓を構成する要素は、「誓いをする対象(絶対者)」「憲法やその他の法令や規則の遵守」「職能集団への帰属と奉仕」「対抗的な価値組織に帰属しないこと(あるいは政治的中立性)」「本分(職能)」「職能への謙虚な態度・自覚」「職能を発揮する対象者の尊重」「禁忌行為」「職能の維持のための不断的努力」「責務を果たすにあたっての基本的な態度」(たとえば、誠実さ・公正さ)な

どから成り立っている。

ときに癒し、しばしば和らげ、つねに慰む
(La médecine c'est) guérir parfois, soulager souvent, consoler toujours

医療者が病を治癒させる上での貢献は限られたものでしかなく、多くの場合できるのは苦痛を緩和することであり、そしてつねに行えるのは患者に慰めをあたえることである。

この表現も、医療者の自戒の表現としてよく知られているが、専門職としての宣誓に含まれる要素のうち、自分の介入の効果を過大に評価しない「職能への謙虚な態度・自覚」を端的に示すものにあたる。

「ときに癒し……」という表現は、アメリカのサナトリウムの創始者 Edward Livingston Trudeau (1848-1915) にしばしば帰属され、フランスの外科医 Ambroise Paré (1510-1590) による同じ意味合いの簡潔な表現に起源を持つとされる (Payne, 1967)。

Je le pansai, Dieu le guérit わが包帯せしもの (手当てせしもの)、神癒し給う

しかし、De Groof (2002) は、これも Paré 以前の何世紀にもわたって医療の世界のあちこちで現れた表現がもとになっているが、起源は誰によるどのような表現だったのかという情報は現在では失われていると述べている。いずれにしても、医療は自らの力のみによって患者の治癒をもたらすと考えるのは驕りであるという謙虚な姿勢を示した自戒表現である。

「(La médecine c'est) guérir parfois, soulager souvent, consoler toujours」の英訳は、いちいち訳例はあげないけれど、「heal sometimes, relieve often, console always」、あるいは 'cure occasionally, relieve often, comfort always' になっている。ちなみに、「ときに」「しばしば」「つねに」がどの程度の定量的な頻度になるかは、Bocklisch, Bocklisch & Krems (2012) の頻度表現の意味評定の研究では、「ときに」は、「sometimes」が平均 33.1%、「occasionally」は 28.9%で、ほぼ 30%に相当する。「しばしば」(often) は 70.0%、「つねに」(always) は 97.5%である。医療側の謙虚な態度とはいうものの、「ときに癒し」の率がおよそ 30%なら、そう悪くもないとも考えられる。同様な自分の能力を過大に考えない「職能への謙虚な態度」は、他の職でもみられる。

1. 「ヒポクラテスの誓い」—ほんとうに「医の倫理の象徴」なのか

職業上の宣誓では、宣誓のプロトタイプとされるものがある。「ヒポクラテスの誓い」である。ヒポクラテス(紀元前 460 年ごろ—紀元前 370 年ごろ)の生没年も不確実で、誓いについても伝本の多様性があり (Davey, 2001)、ここで引用する訳 (小川政恭訳, 1963) も複数の底本の校訂によるものである。

ヒポクラテスの誓いは、「医の倫理」を象徴するものとして今に継承されてきている。け

れど、この誓いは、よく読んでみると、純粋な医の倫理とは別な意味合いがあることがわかる。

誓い

医師アポローン、アスクレーピオス、ヒュギエア、パナケイアをはじめ、すべての男神・女神にかけて、またこれらの神々を証人として、誓いを立てます。そしてわたしの能力と判断力の限りをつくしてこの誓いとこの約定を守ります。この術をわたしに授けた人を両親同様に思い、生計をともにし、この人に金銭が必要になった場合にはわたしの金銭を分けて提供し、この人の子弟をわたし自身の兄弟同様とみなします。そしてもし彼らがこの術を学習したいと要求するならば、報酬も契約書も取らずにこれを教えます。わたしの息子たち、私の師の息子たち、医師の掟による誓約を行って誓約書をしたためた生徒たちには、医師の心得と講義その他のすべての学習を受けさせます。しかしその他の者には誰にもこれをゆるしません。わたしの能力と判断力の限りをつくして食餌療法を施します。これは患者の福祉のためにするのであり、加害と不正のためにはしないようにつつしみます。致死薬は、誰に頼まれても、けっして投与しません。またそのような助言も行いません。同様に、婦人には墮胎用器具を与えません。純潔に敬虔にわたしの生涯を送りわたしの術を施します。膀胱結石患者に截石術をすることはせず、これを業とする人にまかせます。どの家に入ろうとも、それは患者の福祉のためであり、あらゆる故意の不正と加害を避け、とくに男女を問わず、自由民であると奴隷であるとを問わず、情交を結ぶようなことはしません。治療の機会に見聞きしたことや、治療と関係なくても他人の私生活についての洩らすべきではないことは、他言してはならないとの信念をもって、沈黙を守ります。もしわたしがこの誓いを固く守って破ることがありませんでしたら、永久にすべての人々からよい評判を博して、生涯と術とを楽しむことをおゆるし下さい。もしこれを破り誓いにそむくようなことがありましたならば、これとは逆の報いをして下さい。

(小川訳, 1963)

Kao & Parsi (2004) は、ヒポクラテスの誓いが現在のアメリカの医学部でどう継承され発展しているかを整理し比較検討している。彼らが、ヒポクラテスの誓いの構成要素としてあげたものは、次のものである：「神々への約束」「同僚、職、教師への忠誠」「患者の秘密の保持」「性的不品行の回避」「妊娠中絶の禁止」「毒薬による自殺幫助の禁止」「宣誓違反に対する制裁」「宣誓の達成に対する報い」。

これらの要素は、さまざまな宣誓の基本的な要素である「誓いをする対象（絶対者）」「職能集団への帰属と奉仕」「本分（職能）」「職能を発揮する対象者の尊重」「禁忌行為」「職能の維持のための不断の努力」を含んでいるともいえる。

しかし、ヒポクラテスの誓いには明らかに「同業集団の権益の保護」ともいえる記述が含

まれている。教師の子弟の優遇、「この人（この術をわたしに授けた人）の子弟をわたし自身の兄弟同様とみなします。そしてもし彼らがこの術を学習したいと要求するならば、報酬も契約書も取らずにこれを教えます。」が一つ。もう一つが、同業集団以外への知識と学習の機会の制限、「しかしその他の者には誰にもこれ（医師の心得と講義その他のすべての学習）をゆるしません。」である。

2018年には日本の医科大学入試については、女性受験生に対する不公平な扱いとともに、同窓生子弟への優遇措置が社会的問題になったが、皮肉な見方をすれば、これは「ヒポクラテスの誓い」を現在まで厳格に守っているのだともいえるのかもしれない。

このようにして見直してみると、「ヒポクラテス」の誓いは明らかに「職能集団への加盟誓約」という色彩を帯びている。

これに対して、Kao & Parsi (2004) は、現在のアメリカの医学部卒業生が医師になるときの多くの宣誓を整理した表を作成しているが、そこには、ヒポクラテスの宣誓には含まれていない「非宗教的な対象や理想への誓約」「患者の利益の最優先」「公正な社会の追及」「患者の自律性の尊重」「法と人間の尊厳のための法の尊重」「偏見やバイアスの回避」「平和へのコミットメント」などの要素も含まれている。

このように、現代の医師の宣誓はヒポクラテスの誓いを継承しているとされるものの、ヒポクラテスの誓いが持っている「職能集団への加盟誓約」という色彩よりは、倫理性が強化された宣誓になっている。そう考えると、ヒポクラテスの誓いの扱いは、これまで過剰に神聖視されてきたといえるかもしれない。

2. 教師の宣誓と社会的背景—マッカーシズム下アメリカ各州の教師の宣誓

宣誓は、すぐれて歴史的・社会的背景に規定される約束である。世界の教師の宣誓も、その運命を免れることはできない。

ここでは、Gualino (1951) が、アメリカ合衆国で反共産主義のマッカーシズムのさなかにあった1951年時点の、全国各州の教員の宣誓について収集した結果を例にとって、教師の宣誓の構成要素について分析をしていきたい。

ただし、Gualino が収集した「アメリカ合衆国の公立学校における教師に州レベルで求められる忠誠の宣誓」は、「教師としての宣誓」に特化した州（たとえばニューヨーク）と教職に特化していない一般的な「公務員としての宣誓」（たとえばアリゾナ）が区別されていない。これは現在の日本の自治体で、教育公務員が教育に特化した宣誓書に署名する場合と、そうではない場合があるのと同じ事情である。

Gualino は、1951年時点で、各州の公立学校の教師が職に就くにあたって署名する「忠誠の宣誓」(the loyalty oath) がどのような文言であるのか、調査を行った。

調査では、「忠誠の宣誓」を求めている州は、48州中29州だった。29州の宣誓が、どのような内容でどのような要素を含んでいたか、みていくことにしよう。

1) 簡潔な宣誓の例

教師や公務員の宣誓を規定している州憲法や法令等によって、各州の教師の宣誓の内容、表現はさまざまである。

最も簡潔な例は、ヴァーモント州の宣誓である。当時、州では公立学校だけでなく、短大、大学、あるいは教員養成学校の教員も、宣誓書への署名を求められた。

私は、合衆国憲法とヴァーモント州憲法、及び合衆国とヴァーモント州の法律を遵守することを厳粛に誓います（確約します）。神のご加護を。

ヴァーモント州の教師による宣誓が含んでいる要素は、「合衆国憲法と州憲法の遵守」と「合衆国と州の法律の遵守」だけだった。

同じ様に短い例に、ミシガン州の宣誓がある。

私は、合衆国憲法とミシガン州憲法、及び合衆国とミシガン州の法律を遵守し、全力を尽くして教師の職務の本分を果たすことを厳粛に誓います（確約します）。神のご加護を。

ミシガン州の宣誓には、「教師の職務の本分を全力で誠実に尽くす誓約」という要素が加わっている。これは、憲法に規定された大統領の就任宣誓とほぼ同じスタイルの宣誓で、大統領の就任宣誓になったものだといえるだろう。しかし、やはり限られた要素から構成された宣誓であり、教師の職務の本分がどのような内容のものであるかは明細化されていない。

対照的に、多くの要素から構成される宣誓を教師に求める州もある。そうした宣誓には、二つのタイプがみられた。一つは、教師としての本分にかかわる要素をある程度明細化したものであり、もう一つは、当時のマッカーシズム旋風の影響を受けた要素が含まれるものだった。

2) 「教師としての本分」の内容を要素に含む宣誓の例

29州の中で最も教師の宣誓らしい例は、「教師の忠誠の誓い」(Teacher's Pledge of Loyalty) というタイトルを持った、ロードアイランド州の宣誓である。

教師の忠誠の誓い

私は、教師として市民として、アメリカ合衆国とロードアイランド州への忠誠、およびアメリカの公立学校システムへの忠誠を誓います。

私は、合衆国憲法と州の憲法や法を支持し、公教育にかかわる各種の法知識を持つようにつとめ、さらに私の上位の職にある者の規制と指示に従い、それを実行することを堅く約束します。

また、自分の生徒たちの学習権を保護し、学校構成員の民主主義を護持し、自由な政府の基本原則としての公教育に敬意を払い、公職としての教育職を尊重し、さらに教育職にかかわる倫理原則と規則を遵守することを約束します。

・・・中略・・・

私は、良き市民の理想としての公正、親切、奉仕という美德を自分自身の生活と学校内外での行為として具現化するよう努めます。

私は、一市民としては個人的な意見を持つ権利は保有していても、公教育での子ども教師としては、学校においても学校外で生徒たちがいる場においても、国家の栄光、アメリカの理想への忠誠、国家と州の法律の順守と尊重の精神に反するような意見は述べないことを、自らの公的な義務として自覚し、確約します。

以上のように、公立学校教員としての責務を名誉にかけて全力で誠実に果たすべく宣誓書に署名します。

この宣誓には、「国家・州や憲法・法に対する忠誠」のほかに「生徒や教育に対する姿勢」「教師としてすべきこと（本分）」「教師としてすべきではないこと（禁忌行為）」が述べられている。

3) 反政府・反州組織の不支持の宣誓

しかし、Gualino が調査を行った 1951 年は、反共主義のマッカーシズム旋風のさなかにあった。この時点の教師の宣誓は、その影響を受けていたことに特徴がある。

29 州中 11 州の教師の宣誓書には、「敵」「暴力」「共産党」「政治結社」などの文言で、「反政府組織、特定政党や思想に加担しない」誓約が含まれていた。

最も典型的なものが、フロリダ州の教師の宣誓書である。

私は、フロリダ州およびアメリカ合衆国の市民として、フロリダ州教育局によって雇用される公務員として、また公的資金による給与の受給者として、合衆国憲法とフロリダ州憲法を護持することを誓います（確約します）。また、共産党の党員ではないこと、これまでも将来も共産党に対して支援、助言、評価、あるいは影響を与えたこと、与えることもないことを誓います（確約します）。さらに、私自身、合衆国政府あるいはフロリダ州政府を力や暴力によって転覆しようと考えていないし、そのようなことを信じ直接間接に教唆するような組織や政党の構成員ではないことを誓います（確約します）。

このように、教師の宣誓も、その時代背景に大きく影響される。当時、アメリカの教師の宣誓にあった要素は、「絶対者への誓約」「基本法・関連法・規則の擁護・遵守」「上位者の指示への服従」「反政府・反州組織・思想の不支持」「職務の本分の遂行」「職務上の禁忌行為の回避」である。

3. 日本の公的職業の「サービスの宣誓」

日本では、公的職業に就く際に、法律、政令、規則、条例などによって宣誓書に署名することが求められている。

宣誓書に含まれている要素は、それぞれ職務による特徴がある。

1) 一般職の公務員

(1) 一般職の国家公務員のサービスの宣誓

一般職の国家公務員は、「職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和四十一年二月十日政令第十四号）」にしたがって、任命権者又はその指定する職員の面前で宣誓書に署名して、任命権者に提出しなければならない。

宣誓書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

「国民全体の奉仕者・公共の利益のための勤務」という「本分とする責務の自覚」「憲法と法令の遵守」「上司の命令への服従」「不偏不党・公正な職務の遂行」（政治的中立）である。

一般職という性格上、特定の職務に特化しない内容の宣誓になっている。

(2) 自治体公務員のサービスの宣誓

自治体の場合は、「地方公務員法」（昭和二十五年法律第二百六十一号第三十一条）の規定に基づく「職員のサービスの宣誓に関する条例」によって、一般職の自治体公務員の宣誓書の文言が定められている。東京都の場合、宣誓書（「昭和二六年二月二二日条例第一五号」）は次の通りである。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

「憲法の擁護と遵守」「(公務を民主的且つ能率的に運営するという)本分とする責務の自覚」は、国家公務員と共通するものの、「上司の命令への服従」「不偏不党・公正な職務の遂行」(政治的中立)が要素に含まれていないのは、地方自治体の公務員という性格によるものだろうか。

2) 警察庁職員・警察官の服務の宣誓

警察庁職員の場合は「警察職員の服務の宣誓に関する規則」(昭和二十九年七月一日国家公安委員会規則第七号)にしたがう。

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

警察官が危険業務であること(「危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について」平成15年閣議了解)を考えると、「命令の遵守」「何ものをも恐れず、何ものをも憎まず」職務の遂行にあたるという部分は、「本分の宣誓」だといえるだろう。また、「対抗的な価値組織に帰属しないこと」も含まれている。

宣誓の内容は自治体の警察官でも、ほとんど同文である。

3) 消防職員の服務の宣誓

消防職員の服務の宣誓の文言は「消防職員宣誓規程」(昭和五十七年十月一日消防規程第一号)によって定められている。

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規定を忠実に遵守し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

消防職員は警察官と同様に危険職であり、宣誓は「命令の遵守」と「対抗的な価値組織に帰属しないこと」という要素を含んでいる。

4) 自衛隊員の宣誓

自衛隊員は「自衛隊法施行規則」(昭和二十九年総理府令第四十号)によって、宣誓書に署名押印してサービスの宣誓を行わなければならない。

宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

「常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き」の部分は、他の公的な職務の宣誓には無い「職能の維持のための不断的努力」の宣言である。

「我が国の平和と独立を守ること」「政治的中立」とともに、「強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる」という宣言は、「職務の本分の自覚」を示している。

自衛隊員の宣誓の最も大きな特徴は、教師も含めた他の職種よりも「職務の本分の自覚」の扱いの比重が大きいことにある。

4. 日本の教師の「サービスの宣誓」

1) 教育公務員の宣誓

「教育基本法」は、第九条で「(教員)」について次のように規定して、職能の維持のための不断的努力を求めている。この不断的努力という要素は各自治体の条例に規定されている教育公務員「宣誓書」の文言には含まれていない。

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」(「教育基本法」第九条第一項)

各自治体の教育公務員は「サービスの宣誓書」に署名することを条例によって求められる。文言は、自治体によって表現が少しずつ異なっている。

東京都「職員のサービスの宣誓に関する条例」(昭和二六年二月二二日、条例第一五号)の教育公務員の宣誓書は次のようになっている。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

大阪府、東京都、北海道や横浜市も、ほとんど同文である。大都市は、最大公約数的に特別な要素を含まないで合意をえやすい宣誓になる傾向がある。富山県はこれに近い宣誓で、「教育の本旨」の部分で「教育基本法の本旨」になっているくらいである。

似てはいるが少しだけちがいのある例は、栃木県の教育公務員の「サービスの宣誓書」である（「職員のサービスの宣誓に関する条例」、昭和二六年三月二十日）。

私は、日本国憲法を尊重し、教育基本法に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として職務上の秩序を守り誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

栃木県の「サービスの宣誓」では、①「主権在民」は明記しない、②憲法の「尊重」のみで「擁護」までは述べない、③「教育の本旨を体する」ではなく「教育基本法に即した教育を実施する」と、さらに遵法を強調する、④「職務上の秩序を守る」ことを述べる点で、大阪府や東京都などとは異なっている。「民主的・能率的運営」という文言も含まれていない。どちらかといえば、やや保守的な感じのする宣誓である。

これに対して、岩手県のように、「どのような人間を育成しようとするかという、教育の目標」を明記した宣誓もある（昭和 29 年 4 月 17 日、条例第 12 号）。

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治および教育の本旨を体するとともに、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を愛する人間を育成するために、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

このように、日本の教育公務員の「サービスの宣誓」は、一般に比較的短いものになっている。そのため、ロードアイランド州の「教師の忠誠の誓い」のように、「生徒たちの学習権の保護」「公職としての教育職の尊重」「教育職にかかわる倫理原則と規則の遵守」といった「教育者の本分」や「教師としてすべきではないこと（禁忌行為）」という要素は詳しくは述べられていない。

2) 私立学校教員のサービスの宣誓書の例

私立学校は、千差万別の独自の理念とシステムのもとに設立されている。サービスの宣誓についても同様であるが、身近な「学校法人国際学園星槎国際高等学校」の「誓約書」(兼保証書)の例を紹介しておく。本書は学園理事長あてになっていて、連帯保証人による保証書が後に続いている。

私儀
学校法人 国際学園 星槎国際高等学校の教職員として任用され、勤務するに際しましては、下記事項を厳守し、本学園の発展のために誠意をもって努力する旨、ここに誓約いたします。
一、 専門分野の研修は勿論、教職員としての資質の向上に努め、生徒の指導を始め、本学園の社会的貢献に対し最善を尽くします。
二、 関係法令及び学校の諸規則を遵守し、並びに上長の指示命令には誠実に従います。
三、 一身上のことは勿論、教職に就く者として恥ずかしくない行為をいたします。
以上のことに違背し、本学園の名誉を汚し、教職員としての信用を害する行為がありましたときは、法令規則に照らし、処分されることに異議を申しません。

この誓約書では、「専門分野の研修」「教職員としての資質の向上」「生徒の指導」など、表現される教師の本分については一般的な抽象度になっている。また、「誓約の不実行の結果」についても言及されている。さらに「学園の社会的貢献に対して最善を尽くします」の部分は、「共生」という独自の理念を持つ学園の特徴の一つだといえるだろう。後述するように Salmasy (1999) は「宣誓の条件」の一つが「人と人を結びつける」ことにあるのだとしている。そう考えると、この学園の誓約書でも、共生概念の中核にある「人と人を結びつける」という理念がさらに明確になるものであってもよいかもしれない。

なお、澤柳政太郎によって「児童なり生徒なりを实际教育して其の成績を觀る方法」(澤柳, 1920) という現代の「根柢に基づく教育」の理念のもとに設立された成城小学校(現、成城学園初等学校)、および成城学園中学校・高等学校の教員のサービスの誓約書についても、学園あてに照会を行った。宗教的な背景を持たない私立学校のうちでも、設立の経緯と精神(澤柳, 1917) からしても、最も特色があると考えられる学校の一つだったからである。しかし、誓約書の様式は非公開であった。私立学校教員のサービスの宣誓書の公開については学校ごとの事情に応じた規程があると考えられ、学校法人国際学園一例だけの紹介にとどめて、体系的な検討については機会をあらためることにしたい。

5. 日本の教師の「宣誓」は宣誓か

1) 宣誓が宣誓であるための9つの条件

「宣誓」が宣誓であるために、何が必要になるのだろうか。Salmasy (1999) は、「宣誓 (oaths)」が「約束 (promises)」とは異なる9つの点をあげている：

- ① 宣誓は、約束よりも道徳的な比重が大きい。
- ② 宣誓は、必ずパブリックなものでなければならない。
- ③ 宣誓は、宣誓や約束そのものを超越するような何かによって、たとえば神聖なものなどによって、裏づけられなければならない。
- ④ 宣誓では、宣誓者は宣誓に対して、たんなる約束と約束をする者の間の関係よりも、さらに深くコミットする。
- ⑤ 宣誓では、宣誓の内容を実行できないときどうなるか、前もって定めていることが多い。
- ⑥ 宣誓では、約束が比較的明細化されているのに比べると、誓われるものは広汎なものである。
- ⑦ 宣誓は、約束に比べて、コミットメントの時間的な展望が長い。
- ⑧ 約束には、「契約」という性格があるので、状況が変化すると倫理との結びつきの力が失われる可能性がある。
- ⑨ 宣誓は、宣誓者がコミットする人に密接にかかわる別の人たちにもコミットする。つまり、宣誓は人と人を結びつける。

この基準にあてはめた場合、わが国の教師、とくに教育公務員が署名する「宣誓書」の内容は、「宣誓」としての性格がうすく、あたりさわりのないごく形式的なものにとどまっている。条例にある「教師の宣誓」は、医療での、服務あるいはそれ以前の実習にあたっての医師や看護師、学生による宣誓書の読み上げ（たとえば、戸谷他, 2011）のようには、宣誓を行うことで教師としてのアイデンティティの中核にあるものを喚起させるものにはなっていないのである。

2) 誰に誓うのか—教育への謙虚な態度

日本での教師の宣誓は、誰に向けたものだろうか。公務員が宣誓書に署名する際には、任命権者や上司の面前で署名することという規定がある。しかし、任命権者や上司は、誓いを立てる相手ではない。誓う相手は、日本では、神のような絶対者でもない。また、「名誉にかけて」誓われるのでもない。だから、誓いを果たさないときに「名誉」が失われるわけでも、「神」からの「報い」を受けるわけでもない。

しかし、学校教育では、教育行為の対象者（幼児、児童、生徒、学生）と教師との関係は、政治家と国民・市民の関係、医師や看護師と患者などとの関係に比べて、ずっと広範囲で長期的なものである。教師と教え子やその家族の関係は、ときには生涯にわたることがある（高橋・仁平, 未発表）。

その意味で、教師の宣誓は教育行為の関係者全員、とりわけ、教育の対象者である幼児・児童・生徒・学生に向けたものだと考えるべきだろう。そうであるなら、教師の宣誓には、教育という「職務の本分」が不可欠な要素として含まれるのが望ましいと考えられる。

医療の世界で、職務の本分については、自己の介入の効果を過大視しないという「職能への謙虚な自戒の態度」の表明である「ときに癒し、しばしば和らげ、つねに慰む」という表現がどれだけ広く長い間受け入れられてきたかは、すでに述べた通りである。“Guérir parfois, soulager souvent, consoler toujours”の英訳、“Heal sometimes, relieve often, comfort always”を、学術文献検索データベース Google Scholar で検索しても 16,970 件ヒットし、「heal」を「cure」におきかえた文を検索しても 17,000 件以上ヒットするという事実が、そのことを物語っている。

「Heal (cure), relieve, comfort (console)」という 3 つの表現も、「sometimes, often, always」という 3 通りの頻度表現も、介入効果を過大視しない方向に順次、変化する表現になっている。

医療での表現のアナロジーとして「職能への謙虚な態度・自覚」が教育での宣誓に含まれるとしたら、表現は次のようになるだろうか。教育という介入の程度を、順次、低減させた表現の例である。それぞれがこの例をスタートにして、独自の理念のもとに積極的に教育の対象者に向けた、そして教師としてのアイデンティティを再確認できるような「教師の宣誓」を考えていくことが望まれる。

ときに教え、しばしば示唆し、つねに見まもる

謝辞

「学校法人国際学園星槎国際高等学校」教職員の服務「誓約書兼保証書」の様式については、星槎大学松本幸広大学院事務局長を通じて提供を受けた。謝意を表する次第である。

補注

自治体の条例は、すべてを個別に引用文献としてあげることはしないが、「全国自治体リンク 47」に拠って検索をした。

引用文献

- American Center Japan. (2018). 国務省出版物「アメリカ合衆国憲法 (1787 年)」, 高橋一修訳, <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2540/#jplist> (2018 年 10 月 31 日閲覧).
- Bocklisch, F., Bocklisch, S. F. & Krems, J.F. (2012). “Sometimes, often, and always: Exploring the vague meanings of frequency expressions”, *Behavior Research Methods*, 44, 144-157.
- 第一法規. 全国地方自治体リンク 47 (<https://www.daiichihoki.co.jp/jichi/47link/> 2018 年 10 月 31 日閲覧).

- Davey, L. M. (2001). "The Oath of Hippocrates: A Historical Review", *Neurosurgery*, 49, 554-566.
- De Groof, A. P. N. A. (2002). "'La médecine c'est guérir parfois, soulager souvent, consoler toujours'; zoektocht naar de oorsprong van een aforisme", *Nederlands Tijdschrift Voor Geneeskunde*, 146, pp.2494-2498.
- Guarino, A. (1951). "A study of the loyalty oath requirements on the state level for teachers in the public schools in the United States", *Boston University School of Education Thesis*.
- Kao, A. C., & Parsi, K.P. (2004). "Content Analyses of Oaths Administered at U.S. Medical Schools in 2000", *Academic Medicine*, 79, pp.882-887.
- 小川政恭訳 (1963). 『ヒポクラテス 古い医術について一他八篇』, 岩波書店, pp.191-192*.
* この訳は、複数の底本から採られたものの翻訳であり、単一の単行本の原本を示すことができない。
- Payne, L. M. (1967). "Guerir quelquefois, Soulager souvent, Consoler toujours", *British Medical Journal*, 4, pp.47-48.
- Salmasy, D. P. (1999). "What is an oath and why should a physician swear one?", *Theoretical Medicine and Bioethics*, 20, pp.329-346.
- 澤柳政太郎 (1917). 私立成城小学校創設趣意, 成城学園澤柳政太郎全集刊行会編『澤柳政太郎全集』第4巻, pp.406-411.
- 澤柳政太郎 (1920). 問題のつかまへ方と研究の方法, 成城学園澤柳政太郎全集刊行会編『澤柳政太郎全集』第4巻, pp.173-178.
- 白川静 (2003). 常用字解 平凡社, p.363.
- Soanes, C., & Stevenson, A. (2003). *Oxford English Dictionary (2nd ed.)*, Oxford: Oxford University Press, p.1212.
- 高橋美保・仁平義明 (未発表資料). 教師と教え子の生涯にわたるあたたかい関係.
- 戸谷遼・奥山訓子・神山圭介・安井哲也・長谷川奉延・平形道人・渡辺賢治 (2011). 「Medical professionalism 教育の一環としての白衣式における誓いの言葉プロジェクト」, *医学教育*, 42, pp.283-287.